広島県告示第九百五十四号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及び第六項並びに第九条第八項の規定によって、次の広島県告示で指定した区域の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を解除する。

令和五年七月二十七日

広島県知事　湯　﨑　英　彦

告示番号	平成二十九年広島県告示第二百二十号			
所在地	広島県広島市安佐南区山本六丁目及び同市安佐南区山本町地内			
土砂災害警戒区域			土砂災害特別警戒区域	
区域の名称	土砂災害の自然現象の種類		区域の名称	土砂災害の自然現象の種類
山本六丁目二七（六〇）	急傾斜地の崩壊		山本六丁目二七（六〇）	急傾斜地の崩壊
西山本川（一九三―三）	土石流		西山本川（一九三―三）	土石流